

代理人による印鑑登録の申請について

印鑑登録の申請は、本人が市民課窓口で直接行なうのが原則ですが、本人が窓口へ来ることができない場合には、代理人による申請方法があります。

ただし、代理での印鑑登録は、手続きに日数がかかります。

手続きの流れは・・・



まず、代理人の方が次のものを持参し、市民課窓口で手続きをしてください。代理人による印鑑登録の処理後、登録する本人に照会・回答書を郵送します。

- 印鑑登録に関する代理人選任届 ……登録する本人が記入したもの。
- 登録する印鑑
- 以前、登録する本人が印鑑登録していた場合は、旧の登録印鑑と印鑑登録証←(見当たらなければ不要です。)



手続の際、窓口に来られる方の本人確認をしますので、確認書類(運転免許証等)をお持ちください。

登録する本人の自宅に
照会書を郵送



次に、照会・回答書が本人の元に届きましたら、次のものを持参して、再び代理人の方が来庁してください。そのときに印鑑登録証を交付します。

- 照会・回答書 ……回答書欄に登録する本人が記入し、登録する印鑑を押したもの。
- 登録する印鑑
- 代理人の印鑑 ……認め印でかまいませんが、スタンプ印は不可です。



手続の際、窓口に来られる方の本人確認をしますので、確認書類(運転免許証等)をお持ちください。